【第三種郵便物認可】

京滋

危機しのげるか 関西中小

薄明かりの中で ㊥

円滑化法、利用手探り

「1年前と比べると、金融機関の態度が全然違った」。昨年12月に施行された中小企業金融円滑化法で、融資の返済条件の見直しにこぎ着けた大阪市内のサービス業社長は安堵（あんど）する。業績悪化で資金繰りが厳しくなったが、当面は元金返済を凍結して利息の支払いだけとなった。

1年前に債務繰り延べを要請した際は、渋る8つの取引行の説得に半年かかった。今回は事業再生会社、さいせい（大阪市、真造豊久社長）の支援でまとめた経営改善計画を提出、すんなり繰り延べ延長が認められた。

円滑化法は、資金繰りに苦しむ中小企業が借入金の返済条件の変更を求めた際に金融機関に積極的に応じるよう求めた法律。拒絶する場合、金融機関は金融庁に理由を報告しなければならない。

1万件超申請

大阪銀行協会などと連携して円滑化法利用の指導にあたっている大阪商工会議所には23日までに中小企業から55件の相談があったという。近畿財務局によると、2010年1月末時点で関西2府4県の中小の申し込み件数は1万842件（速報ベース）。変更を実行したのは4628件で、拒絶は17件にとどまる。

「従来より条件変更を受け入れてもらいやすくなった」とさいせいと大商は口をそろえる。

それでも利用は手探りの面もある。関西の中小経営者は、特定の金融機関に経営の主導権を握られるのを嫌がり、「取引金融機関が他地域より多い」（大阪府中小企業再生支援協議会）。このため「1行だけの取引なら、資料がそろえば最短2～3日で済む」（大阪府の地銀）条件変更に手間取ることも多い。

借入先多く 手続き時間

「時間がかかり苦労した」。さいせいが支援した奈良市の建設会社は、経営者自らの貯金を取り崩すほど資金繰りに行き詰まった。円滑化法利用を申し込んだが、取引行5行から同意を取るのに約1カ月かかった。大商でも複数の取引行の調整に中小企業診断士が立ち会っている案件がある。

既存の融資の借り換えに円滑化法を利用した八尾市の機械メーカー社長は「本当にカネが必要な中小にはあまり流れていないのでは」と首をひねる。業績は堅調で資金繰りに苦しんだ経験はない。利用は複数の金融機関から持ちかけられたという。通常の融資よりも長期かつ低金利で借りられる「条件変更」が盛り込まれていた。

「心証が心配」

近畿財務局が発表した10年1～3月の法人企業景気予測調査によると、資金繰りが前四半期より「改善した」と回答した企業の割合から「悪化した」を引いて算出する指数（BSI）は5ポイント改善した。ただ円滑化法施行前に調査した09年10～12月期もその前の四半期に比べ3・9ポイント改善しており、円滑化法の効果は見定めにくい。

中小の間では「金融機関の心証が悪くなるのでは、と考えると使いにくい」（東大阪の自動車部品メーカー社長）と、依然利用に慎重な考えも根強い。一方、金融機関側は「モラルハザード（倫理の欠如）としか思えない案件が増えてきた」「このままだと数年後に多額の貸し倒れが発生するのでは」（ともに大手銀行）と懸念する。

さいせいの真造社長は「円滑化法は金融機関側も勝手がわからない部分もある。中小も過度な期待はしない方がいい」と指摘する。

関西の中小企業の資金繰り判断指数（BSI）

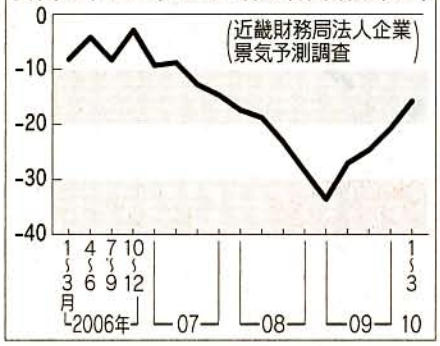

大阪商工会議所には、円滑化法利用の相談が23日までに55件あった（大阪市）